二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一　当該申請に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～十　（略）

２～４　（略）

（法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第四十一条　法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　支給認定に係る障害者等の氏名、居住地及び生年月日

二～十　（略）

（支給認定の変更の申請）

第四十五条　法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一　当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～四　（略）

２・３　（略）

（申請内容の変更の届出）

第四十七条　令第三十二条第一項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一　当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～五　（略）

２・３　（略）

二第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）に提出しなければならない。

一　当該申請に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～十　（略）

２～４　（略）

（法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第四十一条　法第五十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地及び生年月日

二～十　（略）

（支給認定の変更の申請）

第四十五条　法第五十六条第一項の規定に基づき支給認定の変更を申請しようとする支給認定障害者等（法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一　当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～四　（略）

２・３　（略）

（申請内容の変更の届出）

第四十七条　令第三十二条第一項の規定に基づき届出をしようとする支給認定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に医療受給者証を添えて市町村等に提出しなければならない。

一　当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二～五　（略）

２・３　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四十八条　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一　次に掲げる事項

イ　当該支給認定に係る障害者等の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ・ハ　（略）

二　（略）

２～５　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

第四十八条　令第三十三条第一項の規定に基づき申請をしようとする支給認定障害者等は、第一号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村等に提出しなければならない。ただし、当該申請を行う支給認定障害者等が当該支給認定障害者等に係る第二号に掲げる書類を提示した場合の申請書については、当該支給認定障害者等の個人番号（当該支給認定に係る障害者等が障害児の場合の申請書については、当該障害児の個人番号も含む。）を記載することを要しない。

一　次に掲げる事項

イ　当該支給認定に係る障害者等の氏名、性別、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

ロ・ハ　（略）

二　（略）

２～５　（略）

規　則

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、本則中第二十六条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第二号

民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第四条第二号の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月十九日　　国家公安委員会委員長　武田　良太

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第四条の国家公安委員会規則で定める算定方法） **第十三条**　令第四条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあっては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあっては、当該給付等	（令第四条の国家公安委員会規則で定める算定方法） **第十三条**　令第四条に定める額は、同条第一号に該当する場合にあっては、調整基礎額に一を乗じて算定するものとし、同条第二号に該当する場合にあっては、当該給付等